

●院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコールについて

薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者さんへの薬学的ケアの充実および処方医や保険薬局での負担軽減を図る目的で「[院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール](#)」の運用を開始しました。

なお、本プロトコールを適正に運用するために、プロトコールの趣旨や各項目の詳細について薬剤部担当者からの説明をお聞きいただいた上で、合意書を交わすことを必須条件としております。参画をご希望される場合は、ご連絡ください。

問い合わせ先:大阪回生病院医薬品情報室 06-6393-8169 (8:30~17:00)

[院外処方せんにおける疑義照会簡素化のプロトコール]

大阪回生病院

院外処方せんに係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

以下の項目については、薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

(1) 変更調剤

① 銘柄

「変更不可」の指示がある処方を除いて、薬剤師の判断と責任の下で、同一主成分が含有されている全ての銘柄間の変更調剤を可能とする。

② 規格・剤形

「変更不可」の指示がある処方を除いて、医薬品の安全性ならびに患者の利便性に限定して、薬剤師が判断し必要と認めたものに限り規格および剤形の変更を可能とする。

但し、剤形の変更については内用薬に限る。(貼付剤については可能)

(2) 処方日数(数量)

① 薬局において残薬が確認された場合、次回処方日までの処方日数(数量)を薬剤師の責任で処方日数を減数(減量)することを可能とする。但し処方日数(数量)をゼロにはできない。

② インスリン用の針については、次回処方日までに限り数量の増減を行うことができる。

(3) 用法・用量

① 薬事承認されている「用法・用量」以外の内容が処方箋に記載されている場合、処方医の処

方意図を薬剤師が理解でき、薬学管理ならびに薬物療法上も合理性があると薬剤師が判断できるものについては疑義照会を簡素化することができる。

- ② 外用薬の用法で「医師の指示通り」または「患部に使用」等が記載されている場合については薬剤師が患者に使用部位を確認し、処方箋の備考欄に追記することができる。

(4) 疑義照会を簡素化できない事項

以下の項目については、従来通り薬剤師から処方医に疑義照会を行うこと。

- ① 外用薬で剤形を変更する場合
- ② 麻薬、抗がん剤の残薬調整で処方日数（数量）を減らす場合
- ③ 患者の希望等により処方内容や処方日数（数量）を増やすこと。鎮痛貼付剤の貼付枚数・回数や貼付部位を増やす場合を含む。但しインスリン用の針は除く
- ④ 残薬調整によって処方を削除すること
- ⑤ 調剤報酬を伴う一包化調剤などの加算を薬局の判断で算定すること
- ⑥ 「お薬手帳」や薬歴から、薬物相互作用や同種同効薬の重複処方が考えられる処方を確認した場合
- ⑦ プロトンポンプ阻害剤、ビタミン剤、モサプリドなど投与期間の制限のある薬剤が漫然と処方されていると判断される場合
- ⑧ その他、薬剤師が必要と判断した事項

(5) 疑義照会の方法

処方医の診療科に電話にて疑義照会を行う。

(6) 処方医への情報提供の方法

- ① 上記の「(1) 変更調剤」「(2) 処方日数（数量）」において疑義照会の簡素化を行った場合は、調剤後速やかに処方医に FAX にて情報提供を行う。

※ FAX 先 : 06 6393 8564 [処方変更報告書 様式](#)

- ② 「(3) 用法・用量」については、初回の処方時に限り処方医に FAX にて情報提供を行う。
- ③ 処方医に情報提供した内容は、必ず患者の「お薬手帳」にも記載する。また、薬剤師は患者に対して、毎回の診察時に「お薬手帳」を主治医に提示する旨を徹底する。